

奨学金制度の概要

この奨学金制度は、DOWAホールディングス株式会社が、人材育成のために大学院修士課程を修学されている方、また学部4年生で修士課程への進学が決定している方を対象として設けたものであります。

奨学金の支給期間と支給金額は、

期間 : 大学院修学期間

金額 : 月額80,000円

とし、当社に入社することを前提に支給するものであります。

従いまして、入社後一定年数を経過いたしますと、返済は免除される形となります。

詳細は奨学金支給制度をご覧ください、ご応募やお問い合わせにつきましては、弊社担当までご連絡ください。

問合せ先 : 101-0021 東京都千代田区外神田4-14-1 秋葉原UDX22階

DOWAホールディングス株式会社 人事部人材開発室 採用担当

TEL : 0120-268862

E-mail : saiyou@dowa.co.jp

以 上

奨学金支給制度

第1条（目的）

本制度は、人材育成をサポートするため、大学に在籍する大学院生に対して学資（以下奨学金という）を支給して人材の育成を図るものである。

第2条（対象）

奨学金の支給を受ける者（以下奨学生という）は、原則として次の各号に該当し、選考を経た者とする。

- (1) 会社の指定した大学の大学院および学部4年に在籍する者であり、各々が大学院修了後、就職を希望する者であること。但し、学部4年は大学院進学が決定している者に限る。
- (2) 前号に加え、次の学科を専攻する者であること。
 - a. 機械学科
 - b. 電気・電子系学科
- (3) 人物・学業成績ともに会社の定期採用者と同等の能力、人物の学生であり、かつ健康である者。

第3条（募集人員）

募集人員は一年について4～5名とする。ただし、人事部長が認めた場合にはこの限りではない。

第4条（募集・選考）

奨学金の支給を希望する者は、会社が推薦を依頼した教授から推薦を得た上で、次の書類を当社人事部長に提出しなければならない。会社は推薦に基づき、面接の上、専攻・人物・健康状態等を総合的に勘案して奨学生の採否を決定する。

- (1) 当社指定履歴書（写真付）
- (2) 奨学生申込書
- (3) 学部成績証明書
- (4) 学部卒業見込証明書
- (5) 大学院進学を証明できる書類
- (6) 学部卒業証明書
- (7) 修士成績証明書
- (8) 修士修了見込証明書
- (9) 健康診断所
- (10) 教授推薦書

※ 5は学部のみ、6～8は修士のみ

第5条（奨学金の額）

奨学金の支給金額は次のとおりとする。

月額 80,000円

第6条（支給方法）

奨学金は原則として、毎月銀行振込にて本人に支給する。

第7条（支給期間）

奨学金の支給期間は、大学院の正規の修学期間とし、修学期間の途中から支給を受けるときは残りの修学期間とする。

第8条（欠格事由）

支給期間中に次の各号の一つに該当するときは、前条の支給を打ち切り、または支給期間を変更することがある。

- (1) 負傷疾病等のため修学の継続が不可能または不相当と認められるとき。
- (2) 退学・停学そのほか修学先から処分を受けまたは転学したとき。
- (3) 学業成績が奨学生として適当でないと認められたとき。
- (4) その他奨学生としてふさわしくないと認められたとき。

第9条（奨学金の返済）

次の一つに該当した場合は、すでに支給した奨学金の全額を返済することとする。

- (1) 前記の適用を受けて、奨学金の支給を打ち切られたとき。
- (2) 奨学生が大学院修了後、当社以外に就職したとき。
- (3) 当社に入社後5年以内に退職したとき。

第10条（返済方法）

奨学金の返済は、事由発生後速やかに一括返済することとする。

第11条（誓約書および報告義務）

奨学生は第1回目の奨学金支払いを受ける前までに別に定める誓約書を提出しなければならない。

また、奨学生は会社の指示に基づき、修学状況・学業成績等について会社に報告しなければならない。

第12条（所得税などの取り扱い）

入社より5年経過の翌月に発生する所得税は会社負担とする。

以上

制定 平27・2・6

改訂 平27・4・10 追加 第12条（所得税などの取り扱い）

改訂 令元・12・1 第5条（奨学金の額）

機械系、電気・電子系学科を対象

奨学生募集

勉強したい熱意を応援します！

DOWAホールディングスでは、
将来当社で活躍する可能性あふれる
「機械系、電気・電子系」の大学生・
大学院生を経済的にサポートしています。

対象学生

- 機械系学科、電気・電子系学科に在籍している大学4年生
及び大学院生で、大学院修了後、弊社へ就職を希望する者
※大学生は大学院に進学が決定している者に限ります。
※支給は選考を経て決定します。

支給期間

- 大学院に在籍する間の最大2年間
※修学期間の途中から支給を受けるときは残りの修学期間

条件

- 下記に該当する場合など、奨学金を返済いただく義務が発生します。
- 負傷疾病、退学・停学などの理由で退学または休学したとき
 - 卒業後、当社以外に就職したとき ○当社に入社後、5年以内に退職したとき

奨学金

月額 80,000円

募集人数

4~5名を予定 ※担当教授の推薦が必要です

締切

定員に達し次第終了

●お問い合わせ先

お通いになっている大学・大学院の就職担当教授
または当社人事部までお問い合わせください

DOWAホールディングス株式会社

〒101-0021 東京都千代田区外神田4-14-1 秋葉原UDXビル22階
人事部 人材開発室 山本
フリーダイヤル：0120-268862 E-mail:saiyou@dowa.co.jp

採用HP

